

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２－２ 自己資本の充実度の評価</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 国際統一基準行については、バーゼル合意を踏まえて、告示に定める水準以上の資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファに係る普通株式等 Tier1 資本を、自己資本として追加的に保有することが求められる。また、告示に指定された G-SIBs 又は告示第 2 条の 2 第 5 項第 2 号若しくは持株自己資本比率告示第 2 条の 2 第 5 項第 2 号の規定に基づき指定された銀行等（以下「告示に指定された D-SIBs」という。）については、G-SIBs バッファ又は D-SIBs バッファとして、告示に定める水準以上の普通株式等 Tier1 資本を自己資本として追加的に保有することが求められる。</p> <p>資本保全バッファとは、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファをいう。</p> <p>カウンター・シクリカル・バッファとは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失に対するバッファであり、各国又は各地域の金融当局が定める比率に当該国又は地域</p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２－２ 自己資本の充実度の評価</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 国際統一基準行については、バーゼル合意を踏まえて、告示に定める水準以上の資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファに係る普通株式等 Tier1 資本を、自己資本として追加的に保有することが求められる。また、告示に指定された G-SIBs 又は告示第 2 条の 2 第 5 項第 2 号若しくは持株自己資本比率告示第 2 条の 2 第 5 項第 2 号の規定に基づき指定された銀行等（以下「告示に指定された D-SIBs」という。）については、G-SIBs バッファ又は D-SIBs バッファとして、告示に定める水準以上の普通株式等 Tier1 資本を自己資本として追加的に保有することが求められる。</p> <p>資本保全バッファとは、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファをいう。</p> <p>カウンター・シクリカル・バッファとは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失に対するバッファであり、各国又は各地域の金融当局が定める比率に当該国又は地域</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>に係る信用リスク・アセットの額の合計額を保有する信用リスク・アセットの額の合計額で除して得た割合を乗じ、国又は地域に応じて得られた値を合計して算出する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>に係る信用リスク・アセットの額の合計額を保有する信用リスク・アセットの額の合計額で除して得た割合を乗じ、国又は地域に応じて得られた値を合計して算出する。<u>告示第2条の2第4項第1号又は持株自己資本比率告示第2条の2第4項第1号における金融庁長官が別に指定した比率(以下「カウンター・シクリカル・バッファー比率」という。)</u>については、<u>金融庁が適切と認める指標(例えば、総与信・GDP 比率、金融機関の貸出態度 DI など)等を参考にしつつ、日本銀行との協議を踏まえ、総合判断を行い、カウンター・シクリカル・バッファー比率を決定する。カウンター・シクリカル・バッファー比率の引上げを行う場合、当該比率を公にした日から1年以内にその適用を開始する。カウンター・シクリカル・バッファー比率の引下げを行う場合には、当該比率を公にした日からその適用を開始する。</u></p> <p>(以下略)</p>